

盛岡市障がい者基本計画（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

- | | | | | | | | | | | |
|-----------------|--------------|--|--------------|-----|-----------------|----|----------------|----|-----------------|-----|
| 1 | 募集期間 | 令和6年12月16日（月）から令和7年1月10日（金）まで | | | | | | | | |
| 2 | 提出方法 | 市公式ホームページ応募フォーム、郵送、ファックス、持参 | | | | | | | | |
| 3 | 受付意見数 | 34件（個人 2人） | | | | | | | | |
| 4 | 反映区分 | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">A：計画等に盛り込むもの</td> <td style="text-align: right;">10件</td> </tr> <tr> <td>B：計画等に盛り込み済みのもの</td> <td style="text-align: right;">0件</td> </tr> <tr> <td>C：計画等に盛り込まないもの</td> <td style="text-align: right;">4件</td> </tr> <tr> <td>D：その他、要望・意見・感想等</td> <td style="text-align: right;">20件</td> </tr> </table> | A：計画等に盛り込むもの | 10件 | B：計画等に盛り込み済みのもの | 0件 | C：計画等に盛り込まないもの | 4件 | D：その他、要望・意見・感想等 | 20件 |
| A：計画等に盛り込むもの | 10件 | | | | | | | | | |
| B：計画等に盛り込み済みのもの | 0件 | | | | | | | | | |
| C：計画等に盛り込まないもの | 4件 | | | | | | | | | |
| D：その他、要望・意見・感想等 | 20件 | | | | | | | | | |

5 意見の内容と市の考え方

No.	項目	頁	意見の内容	市の考え方	反映区分
1	第1章 総論 Ⅰ 盛岡市障がい者基本計画策定の趣旨	1～3	「Ⅰ計画策定の趣旨」は、他の計画と比べて説明が長過ぎ、読み取ることが容易ではありません。内容を、例えば、「策定の趣旨」・「取り組みの経過」・「県の計画と取り組み」・「国の計画と取り組み」・「市民及び関係者からの意向の把握」といったように小見出し等を付けて、分けて記述してはどうか。また、最後の部分（2頁下から6行目から3頁2行目まで）を、3頁の4行目に移動し、「Ⅱ計画の位置付け」の説明文としてはどうか。市民が読んで理解しやすい内容への改善として、ご検討頂きたい。意向把握や審議会の開催など、計画策定の過程を表に整理して示すと分かりやすいと思います。	より分かりやすい表記となるよう改善いたします。 また、2頁下から6行目から3頁2行目までの計画名称の変更理由については、「Ⅱ計画の位置付け」に記述いたします。 なお、計画策定の過程につきましては、資料編にまとめて記載することとします。	A
2	第1章 総論 Ⅰ 盛岡市障がい者基本計画策定の趣旨	1	最終行、「研修の実施など、障がい福祉サービスの充実を図ってきました。」→「岩手県障がい者プラン」は現在進行中であるので、「～図っています。」ではないか。	御意見の趣旨を踏まえた記載とします。	A
3	第1章 総論 Ⅰ 盛岡市障がい者基本計画策定の趣旨	2	2段落から3段落（国の法律制定について）は不要。計画策定の趣旨についての記述に徹すべし。しかも、この内容は、9ページからの「障がいのある人を取り巻く動向」の記述と重複しています。	障がいのある人を取り巻く施策や環境が変化していることを例示するために記述を残しますが、見やすい表記となるよう修正することとします。	D

No.	項目	頁	意見の内容	市の考え方	反映区分
4	第1章 総論	1～21	「Ⅲ計画期間」と「Ⅳ基本目標及び基本方針」の間に、「Ⅴ障がい者施策の現状」を移動してはどうか。理由は、現状と課題の整理及び前計画（盛岡市障がい者福祉計画）の検証を抜きに、基本目標や方針を打ち出すのは、論理的ではなく、筋が通らないと考えるためです。他の分野の計画書では、概ねそのような構成になっています。見直しを検討いただきたい。	御意見のとおり、計画書の構成としては、現状と課題の整理及び前計画の検証の記載の後に基本目標等を記載する形が多数見受けられますが、本計画（案）においては、計画の趣旨、位置付け、期間、目標、方針等の基本的事項を前段でまとめ、計画の性質や取り組むべき方向性を端的に示すためこのような構成としたものです。これまでの取組等を踏まえた現状と課題の整理は各論で述べ、今後の施策や取組の記載につなげたものですので御理解願います。	C
5	第1章 総論 Ⅳ 計画の基本目標及び基本方針 1 基本目標	5	現計画の理念が計画（案）では基本目標になっています。なぜ、構成を変えたのか説明願います。また、理念をそのまま目標にするとは考えられません。理念と目標は違うものではないでしょうか。 経緯と変更点、計画の趣旨についてわかる資料を計画（案）と合わせて公表すべきです。	保健福祉分野の総括的な計画である盛岡市地域福祉計画に基本理念があることから、盛岡市障がい者基本計画においては、今回、目指す姿を基本目標として整理したものです。	D
6	第1章 総論 Ⅳ 計画の基本目標及び基本方針 1 基本目標	5	「1基本目標」で示されている「障がいのある人もない人も、・・・共生社会の実現」について、この計画の基本理念ではないでしょうか。前計画においては、そのように位置付けられています。今回の計画で変える必要はないと思います。このまま「共生社会の実現」を基本目標にするのであれば、人づくり（社会教育、学校教育など）や都市計画（公共施設のあり方、交通、道路ほか土木分野等も含む）、地域づくり（町内会活動、協働のまちづくりほか）などの関連した施策や事務事業についても計画に盛り込んで、庁内他課と連携して進めることについて言及し、実際の推進体制等についても示す必要があると考えます。	保健福祉分野の総括的な計画である盛岡市地域福祉計画に基本理念があることから、盛岡市障がい者基本計画においては、今回、目指す姿を基本目標として整理したものです。 障がい者施策は、生活のあらゆる面に関わってくるとの認識から、障がい福祉の担当課だけでは実施することは困難であり、庁内他課の取組も必要と認識しております。 なお、主な庁内連携課等につきましては、資料編の取組内容一覧に記載しております。	D

No.	項目	頁	意見の内容	市の考え方	反映区分
7	第1章 総論 IV 計画の基本目標及び 基本方針 1 基本目標	5	基本目標の説明文6行目に、「・・・全ての市民を対象として、市や市民が取り組むべき・・・」とあります。ここで、市の取り組むべきことは、障害者施策にとどまらず、「盛岡市のまちづくり」全般について、「共生社会の実現」という観点から全庁的に取り組むことになると思います。そのことは望むことですが、この計画の守備範囲としては、大きすぎると考えます。「共生社会の実現」は、計画の基本理念がふさわしいと思います。	基本目標の説明において、「本計画が全ての市民を対象として」いる意図としましては、障がい者施策を市、市民、地域、事業者等で取り組んでいくとの考え方によるものですので、意図が伝わるように表現を改めます。 また、保健福祉分野の総括的な計画である盛岡市地域福祉計画に基本理念があることから、盛岡市障がい者基本計画においては、今回、目指す姿を基本目標として整理したものです。	D
8	第1章 総論 IV 計画の基本目標及び 基本方針 2 基本方針	5	5～6頁の基本方針について、「障がいのある人＝支援される人」、「障がいのない人＝支援する人」という固定的な考え方が、背景にあるように感じます。「障がい」はその人の一部分であり、固定的な関係性ではなく、「支えたり、支えられたり」あるいは「助けたり、助けられたり」といった関係にあると思います。①「困った人」は「困っている人」、「困った家族」は「困っている家族」と捉える視点が大事であること、②問題を「個人の問題」ではなく「環境（社会）との関係性の中で問題が生じている」と捉える視点＝「個人と環境との相互作用」に着目すること、といった指摘もあり、「支援される人」と「支援する人」という捉え方は、社会の分断を助長することも危惧され、非常に問題があると考えます。 基本方針について、そもそも、「障がい」の捉え方が、「医療モデル」から抜け出せずにいるのではないかという印象があります。世界的な潮流は「社会モデル」であり、その点を意識した方向性を、この計画の中で貫く必要があると思います。この点からの、計画内容の精査、見直し、修正を求めます。	御意見のとおり、障がいの社会モデルの考え方が社会全体に浸透し、社会的障壁が取り除かれることが重要であると認識しており、計画全体を通して意図が伝わるよう表現を整理します。	D

No.	項目	頁	意見の内容	市の考え方	反映区分
9	第1章 総論 IV 計画の基本目標及び基本方針 2 基本方針	6	基本目標は、「共生社会の実現」とし、「すべての市民を対象に」しているとありますが、基本方針(1)～(4)は、「障がいのある人」についての内容となっており、目標と一致していません。 「(1) 障がいのある人の権利を守り、支え合いながら暮らせる地域づくりの推進」とありますが、対象がすべての市民であれば、「すべての市民の権利を守り」や「お互いの権利を守り」とすべきです。現計画の目標「お互いの個性を尊重し合い、支え合いながら暮らせる地域社会の実現」の表現のほうが合致しています。	基本目標の説明において、「本計画が全ての市民を対象として」いる意図としましては、障がい者施策を市、市民、地域、事業者等で取り組んでいくとの考え方によるものですので、意図が伝わるように表現を改めます。 また、障害者差別解消法に「合理的配慮の提供」と「不当な差別的取り扱いの禁止」が定められており、それらが十分行き渡っていない現況を捉え、障がいのある人を軸に基本方針を構成したものでありますので御理解願います。	D
10	第1章 総論 IV 計画の基本目標及び基本方針 5 施策の体系	8	(基本方針1)の(施策の推進方向)「I障がいのある人への差別解消及び権利擁護の促進」とありますが、「差別解消」ではなく、共生社会の実現を目指すのであれば、「相互理解」等のより積極的な表現に改めて頂きたい。「差別解消」という言葉が表面に出てくるのはいかがなものか。	障害者差別解消法に定める「合理的配慮の提供」と「不当な差別的取り扱いの禁止」に基づいて、施策の推進方向として位置付けたものでありますので御理解願います。	C
11	第1章 総論 V 障がい者施策の現状 1 障がいのある人を取り巻く動向	9～11	「動向」を記述するのであれば、法律が制定または改正されるに至った背景等を重視すべきです。相模原市障がい者殺傷事件や、旧優生保護法による強制不妊手術訴訟、一部の精神科病院や介護施設で繰り返される虐待事件など。また、社会環境の変化などもあるのではないのでしょうか？(たとえば、IT技術の進歩普及とともに、コロナ禍で広まったりリモートワークなど)。	法律の制定等の記述は、国の障がい福祉施策や社会情勢の変化を伝える意図であり、詳細説明は省略しているものです。	C
12	第1章 総論 V 障がい者施策の現状	9～11	「V障がい者施策の現状」を「IV障がい者を取り巻く現状と課題」と改め、「1法整備の状況」とし、表に整理した上で、要点が伝わるように、できるだけ簡潔で明瞭な説明文にしてはどうか。	「V障がい者施策の現状」のままとしますが、【国の動向(法整備)】【県の動向(条例制定)】【前計画期間における市の主な取組】と分けて表に整理し、内容もできるだけ簡潔になるように見直します。	A
13	第1章 総論 V 障がい者施策の現状	9～11	「2障がい者の状況」の次に「3前計画(盛岡市障がい者福祉計画)の検証」、「4課題の整理」を加え、どのような取り組みが行われ、どういった成果があったのか、課題は何か、これらを明示すべきと思います。	前計画の検証及び課題の整理は各論で行っておりますので、記載のままとします。	C

No.	項目	頁	意見の内容	市の考え方	反映区分
14	第1章 総論 V 障がい者施策の現状 1 障がいのある人を取り巻く動向	9	(5段落目) 岩手県では～障がい者差別禁止条例であるとありますが、岩手県の「共生条例」の目的は、「(前略)～互いに権利を尊重し合いながら共に学び共に生きる地域づくりを推進すること」です。対象や差別についても、障がい者に限らず、より幅広く捉えているものであり、障がい者差別禁止条例の内容を包含したものです。逐条解説を確認ください。	御意見のとおり、「差別禁止条例である」を削除いたします。	A
15	第1章 総論 VI 計画の推進 1 求められる主な役割	20～21	「1 求められる主な役割」は、すべての項目において再整理が必要。例えば、「障がいのある人や家族、障がい者団体等の役割」の2つ目、「主体的な生活を送るため障がい福祉サービスの積極的な活用」は、サービスを利用する必要のない人もいますし、利用したくない人もいます。主体的といいながら、「こうあるべき」のような決めつけを感じます。計画の文言として不適切です。 社会モデルの観点から内容の精査、見直し、修正を求めます。	すべての障がいのある人に障がいサービスを利用すべきという意図はないことから、表現を改めます。	A
16	第1章 総論 VI 計画の推進 2 計画の評価	21	「2 計画の評価」について、審議会等での報告の前に、各年度、事務事業、施策毎の、「内部評価」を実施し、内部で取り組みの検証をすることが不可欠と考えます。その際、目標値など指標に基づく「業績評価」だけでなく、とくに重点的に取り組む事項については、「プログラム評価」も行なって、内容を掘り下げて検証することも検討頂きたい。内部評価の結果に基づき、目標達成で終了、継続して実施、改善して実施など、次の取り組みにつながるものと思います。それらについて、会議での報告と共に、市民に対して公表してほしい。	内部での取組の検証は必要と考えており、御意見を参考に方法等について検討してまいります。	D

No.	項目	頁	意見の内容	市の考え方	反映区分
17	第2章 各論	22～70	22頁以降、各論の「現状と課題」の書きぶりについて、現状と課題は、基本的に、ここ5年間の取り組み内容を中心に、内部で検証した結果を記す必要があります。現状について、どんな取り組みを行ってきたのかを主体に「これまで、・・・の取り組みを行ってきた。その結果、・・・できている。」または「・・・が不足している。」と結果を記載すると分かりやすいと思います。その上で、「今後については、・・・が課題である」「・・・する必要がある」と、課題を明確に記す必要があります。ここは、現状と課題なので、「さらなる・・・に取り組んでいきます。」という書きぶりは不適切です。	不適切であると御指摘のあった箇所の表現を改めます。	A
18	第2章 各論	22～70	「現状と課題」に記載している内容と「施策・取組」の項目が概ね一致するように、「現状と課題」を、例えば「1差別」「2権利擁護」「3虐待」というように分けて記載すると、内容の把握がしやすく、読み手（市民）に伝わりやすいと思います。	御提案の記載方法は計画等の伝え方として効果的と考えますが、本計画（案）においては表題のテーマ全体をとらえて現状や課題としたところです。次回の計画策定の検討事項といたします。	D
19	第2章 各論	22～70	23頁以降、アンケートの結果がグラフ入りで示されていますが、「現状と課題」と「施策・取組」が離れていて、読み手には、伝わりにくくなっています。前計画のように、巻末に、「アンケート調査の結果」として、まとめて掲載した方が良いと考えます。	根拠データを記述の近くに配置することで、視覚的に伝わりやすいとの判断によるものです。	D
20	第2章 各論	22～70	指標実績の表について、それぞれ、タイトルを付けるべきです。数値の出典について、表の左下に記載する必要があります。	指標実績については、各論のテーマについての目標値及び達成評価指標となっております。 数値の出典については、本市以外のデータについて記載しています。	D
21	第2章 各論	22～70	25頁以降、【課題】として、●・・・と記されていますが、「現状と課題」「施策・取組」の記載内容との一致が微妙な状況です。「現状と課題」を分けて、内容を明確にすれば、ここであえて示す必要がないと思います。アンケート結果を巻末に移動すれば、「現状と課題」と「施策・取組」がすぐにつながりますので、「【課題】●・・・」は削除して良いと思います。	現状と課題の内容から、課題部分を箇条書きで明示したものですので、御了承願います。	D

No.	項目	頁	意見の内容	市の考え方	反映区分
22	第2章 各論 I 障がいのある人への 差別解消及び権利擁護 の促進	24	Q2の表について、合計値の表記がありません。	全体の割合を追加します。	A
23	第2章 各論 I 障がいのある人への 差別解消及び権利擁護 の促進 施策の成果・管理指標	26	施策の成果・管理指標「障がいがあるために差別を受けたり嫌な思いをしたりしたことが「まったくない」又は「ほとんどない」と答えた人の割合」の令和11年度の目標値が70%では不十分、これは100%にすべき。盛岡市は、3割は差別を受けたり嫌な思いをしたりしても良い（仕方がない）というお考えか？	御意見のとおり、最終的には100%にするべき項目ですが、5年間の限られた時間の中では、70%を目標とし、次につなげていきたいと考えるものです。	D
24	第2章 各論 II 相談支援体制の拡充 現状と課題	29	表4、セルフプランの件数が示されていません。相談支援事業所がどの程度不足しているのかという点につながるような内容でもあり、件数を示し、何%がセルフプランなのか示さないと、実態が理解できません。	セルフプランの件数と割合について追加いたします。	A
25	第2章 各論 II 相談支援体制の拡充 取組内容	30	取組内容14、15について、【重点】となっていますが、本文の説明内容は、現状と課題に記された内容と情報量が変わりません。施策・取組として、もっと具体的な内容を記す必要があると思います。以下、【重点】項目について、同じような問題があると思います。	可能な範囲で具体的な内容を記載します。	A
26	第2章 各論 II 相談支援体制の拡充 参考図表 盛岡市の障がい児・ 者の相談支援体制	30～32	30頁の文章に、32頁、33頁の相談支援体制についての図の説明を加えるか、2つの図を巻末の資料編にでも移動させるかしないと、本文との関連が不明、また本文の流れを良くなくしていると思います。	本文に図表の説明を加えます。	A
27	第2章 各論 III 障がい者理解の推進 1 周知啓発による理解の 推進	37～38	1 周知啓発による理解の推進の取組内容が、「広報や市ホームページ等の媒体を利用した啓発」、「パンフレットの作成、配布」、「スポーツ、芸術文化、販売会を通じての障がいのある人の活動発信」とあるが、これだけで、理解の推進につながるはずがない。その人を理解する時に、どのようなプロセスが必要なのか？市の本気度が見えない。考えて欲しい。	障がいのある人を含めた市民の、障がいのある人や障がい者施策に対する関心・理解の度合いも様々であることから、まずは周知啓発をし、講座や研修などを含め総合的に取り組むことで、理解につなげていきたいと考えております。 また、更なる理解の推進に向けた取組については、財源確保を含め検討を進めてまいります。	D

No.	項目	頁	意見の内容	市の考え方	反映区分
28	第2章 各論 IV 保健・医療の充実	39～43	この取組の主体は、障がい福祉課ですか？計画の推進等の章を設けて、保健所等との連携について明記する必要があるのではないのでしょうか。	御意見のとおり、この項は障がい福祉課のみならず、保健所、子ども未来部、教育委員会、それぞれが主体となり、また、情報共有や連携を図りながら進めております。主な連携については、資料編に記載しておりますので、御了承願います。	D
29	計画全般		この計画は、国の「障害者基本計画（第5次）」、「岩手県障がい者プラン」との整合性をとりつつ、本市の現状や特性を考慮して計画されるものであると思います。しかし、本計画（案）には、根底の考え方に疑問を感じざるをえません。 「障がい」の捉え方は、国際的に「社会モデル」の考え方をとっていますので、本計画（案）についても、社会モデルの考え方がベースにあってしかるべきと思いますが、不快な表現が散見されます。配慮がなされていないばかりか、施策の体系に掲載された基本方針や施策の推進方向、施策を見ただけで、分断を作ってしまうような表現となっています。このまま、これから5年間を本計画（案）で実践してほしくありません。現計画の方が共生社会の理念のもと、市民の誰が見てもわかりやすい内容となっています。 現計画を延長し、再度計画を練り直していただきたい。	障がいの社会モデルの考え方が社会全体に浸透し社会的障壁が取り除かれることが重要であると認識しておりますが、伝わりづらい部分もありますので、計画全体を通して意図が伝わるよう表現を整理します。 共生社会の実現には、相互理解や支え合う関係性が重要であります。障がい者施策の計画でありますことから、障がいのある人という表現が基本方針等に記載されていることについて御理解願います。 また、障がい福祉を取り巻く環境の変化を反映させ、新たな取組も加え本計画を定めるもので、現計画を延長することは考えておりません。	D
30	計画全般		パブコメ実施にあたって、概要説明資料を公表することを求めます。前計画と本計画の違い、特徴や重点的な取り組みなど、市民が理解できるレベルの解説資料なしに、市民がこの計画を理解し、「意見を述べる」ことは困難と感じました。今回のような情報提供で不十分であり、改善が必要と思います。	パブリックコメントの際の概要説明資料のにつきましては、各論ごとに課題、重点取組等を記載した概要版を掲示したところですが、分かりやすい資料作成に努めます。	D

No.	項目	頁	意見の内容	市の考え方	反映区分
31	計画全般		パブリックコメントの期間が、12/16～1/10、25日間ですが、年末年始の連休9日が含まれています。その分に配慮して、12月上旬より、営業日で20日確保するような期間設定にして欲しい。国では、30日間以上としている中、盛岡市では、20日間以上に設定しているようですが、今回のような募集期間は、短かすぎると思います。概要説明の資料がなければ、市民がこの計画の要点を把握することは困難です。また、企画調整課の総合計画では、市民説明会を開催していますので、この計画についても、市民や当事者団体の方々などに内容を伝えて質問を受け付ける機会を設定しても良いのではないかと思います。その上で、パブコメを開始すると、市民の理解が深まり、前向きな意見も出ると思います。	本計画（案）については、関係当事者団体等に説明をし、意見をいただいたところですが、パブリックコメントの時期、期間等を含め今後の課題として検討してまいります。	D
32	計画全般		このままの内容では、非常に問題があると思います。検討時期を少し延長してでも内容の見直しを行い、県庁所在地・中核市として、恥ずかしくない内容に改めることをお願い致します。	障がいの社会モデルの考え方が社会全体に浸透し社会的障壁が取り除かれることが重要であると認識しておりますが、伝わりづらい部分もありますので、計画全体を通して意図が伝わるよう表現を整理します。 共生社会の実現には、相互理解や支えあう関係性が重要であります。障がい者施策の計画でありますことから、障がいのある人のという表現が基本方針等に記載されていることについて御理解願います。 また、障がい福祉を取り巻く環境の変化を反映させ、新たな取組も加え本計画を定めるもので、現計画を延長することは考えておりません。	D
33	計画全般		計画の検討過程の公表として、審議会での検討経緯について、議事録、配付資料などをHPで示して頂くことを希望します。途中経過や協議内容を把握することができれば、前計画の検証結果、変更の背景、新しい計画内容のねらいなど理解が深まると思います。	今後の課題として検討してまいります。	D
34	計画全般		今回のパブコメ結果について、審議会終了後、速やかにホームページでの公表を求めます。	パブリックコメントの結果につきましては、準備ができ次第公表いたします。	D